

阿賀だより

発行者
板倉拓磨

米子警察署
Tel.33-0110

米子警察署
のホームページは
こちらから↓



安全運転管理者を選任しましょう

○ 「安全運転管理者制度」とは

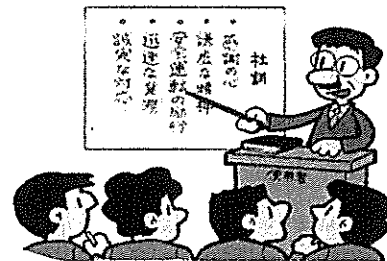
事業所における安全運転の確保を図り、運転者の資質向上を図るために「道路交通法」に定められている制度です。

一定の台数の自動車を保有する事業者は、自動車の使用の本拠ごとに「安全運転管理者」を選任し、公安委員会へ届け出る義務があります。

○ 安全運転の確保は事業所が社会に対して果たすべき責任

事業活動において自動車は不可欠で、利便性が高い一方、大きなリスクも併せ持っています。

こうしたリスクを未然に防止するため、日頃から安全運転に配慮することは事業所の社会的責任です。



○ 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の保有台数

- ・ 乗車定員11人以上の自動車：1台以上
- ・ その他の自動車：5台以上（自動二輪車は0.5台に換算）
- ・ 20台以上の自動車を保有する場合は、安全運転管理者とは別に『副安全運転管理者』の選任（届出）が必要です。

※ 詳しくは、米子警察署交通第一課又は警察本部交通企画課までお問い合わせください。

G7 広島サミット開催に伴う 大規模な交通規制の実施



令和5年5月19日（金）～21日（日）までの3日間、広島県内においてG7広島サミットが開催される予定で、開催期間前後（5/18～5/22）にかけては、各国首脳等の安全で円滑な移動のため大規模な交通規制が行われます。

【みなさまへのお願い】

期間中、鳥取県内から広島県内へ移動される方は、大幅な交通規制や渋滞が考えられることから、マイカー利用を避けるなど、交通総量抑制へのご協力をお願い致します。

ゴールデンウィーク期間中の 運転免許更新手続きについて



ゴールデンウィーク期間中における各地区運転免許センターの運転免許更新等の手続は、閉庁日である土曜日・日曜日に加えて、連休となる5月3日（水）から5月5日（金）の間も閉庁となり手続が行えません。

※ ただし、毎週中部免許センターで行っている日曜更新（免許更新手続のみ）は、4月30日（日）、5月7日（日）とも行います。

このため連休前の5月1日（月）および5月2日（火）は、各地区運転免許センターで更新者が集中し混雑が予想されます。

できるだけ上記期間を避けて更新手続を行っていただき、混雑和にご協力願います。



免許センター別	手続	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日
東部地区運転免許センター	更新手続	×	×	○	○	×	×	×	×	×
鳥取市吉方温泉2丁目501-1 ☎(0857)36-1122	記載事項変更等 更新以外の手続	×	×	○	○	×	×	×	×	×
中部地区運転免許センター	更新手続	×	○	○	○	×	×	×	×	○
東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 ☎(0858)35-6110	記載事項変更等 更新以外の手続	×	×	○	○	×	×	×	×	×
西部地区運転免許センター	更新手続	×	×	○	○	×	×	×	×	×
米子市上福原1272-2 ☎(0859)22-4607	記載事項変更等 更新以外の手続	×	×	○	○	×	×	×	×	×

短い間でしたがお世話になりました。

令和4年6月から阿賀駐在所に異動し、約10ヶ月間の勤務でした。令和5年3月20日付けで異動することになりました。阿賀駐在所管内の皆さまのご支援のおかげでここまで勤務することができました。短い間でしたがありがとうございました！

次の勤務地でもここで学んだ事を生かして勤務に励みます！

阿賀駐在所 板倉拓磨

